



VOL.57

トクちゃん新聞

10月号

今月は同封物が多いですが、ぜひお目通しをお願いします！



平成23年10月5日
徳野会計事務所

〒530-0041
大阪市北区天神橋2-3-8
MF南森町ビル3階

TEL:06-6809-2205
FAX:06-6809-2206
URL: <http://www.ft-tax.com/>

●マイコモン

弊社の業務管理ソフトを、会計事務所専用のものに変えました。いろいろと便利な機能がありますが、そのひとつに、「**事務所外でもスケジュール等を確認できる**」というのがあります。実は、これを利用するため、携帯電話を**スマートフォンに替えました**。スマートフォン自体に不慣れではありますが、とても便利です。また、**お客様とデータのやりとりを安全に行う機能**もあります。ぜひ積極的にご利用いただきたいと思っています（詳細は別紙をご参照ください）。大事なものは、このような便利さを、**お客様へのサービスへにつなげるか…**頑張ります！



●台風12号の被害

親戚の家が**和歌山県日高川町**にあったのですが、9月の台風で**2階まで浸水**（人は住んでいないので人的被害はナシです）。水も電気も止まりましたが、**とにかく土砂がひどかった**です。浴槽全部に土砂がてんこ盛りで、「砂風呂」になっていました。2階の壁掛時計だけは辛うじて水につからずでしたが、家のほぼ9割程度が水につかったようでした。その水を断熱材が吸って、壁材や床材を圧迫しているようで、あちこちめくれあがっていました。**冷蔵庫もテレビも元の位置から離れたところで倒れていました**。改めて水の力・自然の力を感じさせられましたし、片付け作業では、**人手のありがたさ、水のありがたさも痛感**しました。2日間、片付けを手伝いに行きましたが、本当に大変でした。東北の方々も含め、1日も早く日常の生活が取り戻せますように…！



◆税務情報 23年税制改正 消費税免税点制度

担当: 福田

★前号に続き消費税法の23年税制改正(6/30に公布、施行)についてお伝えします。

95%ルールとは「**課税売上割合が95%以上であれば①の方法のように「非課税売上のための仕入等」を課税仕入に含めて計算**できていたこと これがいわゆる95%ルールです。改正により**課税売上が5億円超の事業者については課税仕入の計算が厳格化され②の方法のように「非課税売上のための仕入等」を区別し課税仕入から除外しないといけな**いこととなりました。（実際の計算はもっと複雑ですが 簡略化してお伝えしています。）平成24年4月1日以降 開始課税期間から適用されます。



※この改正が適用されると、各課税経費が何の売上に対応するのかを全て区分する必要があるため、事務負担が増えます。さらに会計ソフトの消費税計算設定を変更する必要があります。

課税売上割合が95%未満の場合、改正に関係なく従来より②の方法で「**非課税売上のための仕入等**」を区別し課税仕入から除外しないといけな



◆書籍紹介 [意識の量]を増やせ！(part II)

担当: 杉山

今回は求められる人になる意識増量レッスンです。具体例を挙げると

- ①「**意識小僧**」(＝自分の分身)を何人動かせるか? : 「意識小僧」をたくさん抱え、うまく操ること。それに長けた人が、仕事のできる人だといえます。上達と意識の量はつながっています。
- ②スローモーションで細部強化するレッスン: **すべてのプロセスにおいて注意深くなると、よくなかった時にはどこがいけなかったのか、気づきやすくなる。**
- ③**自動化領域を増やす**: 自動化している作業が多くなるほど、意識の量を他のことに割くことができる。また新たなことに気を配れる。
- ④**基本ワザを持つ**: 一つのことへの集中力を高めて、それをあるレベルまで持っていく。
- ⑤**成功体験を蓄積する箱を持つ**: 何かがうまくできた、上達したときには、必ず成功の秘訣、ルールがある。それを自分の成功体験ボックスに溜め込むこと。
- ⑥**とにかく続ける、休まない**: 意識の持続時間、持続回数を増やしていく。
- ⑦**仕事のスピードアップ**: できる人は仕事が速い。意識の量が増えると同じ仕事量でも前より短時間でこなすことができるようになる。



以上でこのコーナーは終わりますが役に立ちましたでしょうか？読者の皆様の「**意識の量**」を増やすことで求められる人になられることを祈っております。

書籍名:「意識の量」を増やせ！ 著者: 斎藤 孝 出版社: 光文社新書

◆ 税務スケジュール



ご準備・ご確認をお願いします。

担当: 岡村

10月11日(火)

- 9月分 源泉所得税の納付
- 9月分 住民税の納付(特別徴収)

10月31日(月)

- 8月決算法人 確定申告
- 2月決算法人 中間(予定)申告
- 9月分社会保険料
- 住民税(普通徴収)第3期分

- 10月支払給与より、社会保険の保険料率が変わります。(厚生年金保険料) また、算定基礎届によって決定された報酬月額は10月支払給与より改定になります。
- そろそろ確定申告・年末調整のご準備をお願いいたします。
「給与所得者の扶養控除等申告書」の記載内容の変動がないか、確認をお願いします。控除証明書が届く時期です。くれぐれも紛失されないように保管願います。また、今年は東日本大震災の寄付をされた方がいらっしゃると思いますので、寄付された時の領収書のご準備もお願いいたします。(寄付金控除については、年末調整では対応できません。確定申告が必要となります。)



◆ MyKomon の導入

担当: 岡村

MyKomonとは、簡単に言いますと「会計事務所とお客様それぞれが共有できるエリア」です。

当然、セキュリティもしっかりしておりますし、お客様それぞれのエリアをご準備いたしますので、安心してデータの保管、ご相談の連絡などご利用していただくことができます。

「電子会議室」では、弊社とお客様との連絡ができるので、今までメールでやり取りしておりましたことをこの「電子会議室」で行います。この「電子会議室」へ書き込みされますと、メールにて書き込みされたことが通知されますので、瞬時に内容の確認ができます。

「共有フォルダ」では、弥生会計データ・弥生給与データ、またはエクセル等で作成されたデータ資料など、今までメールに添付していただいていたデータファイルをこちらへ保存していただくようになります。

初めは、システムに慣れないため少しお手間を取らせてしまうかもしれませんが、決して難しい操作ではありませんので、是非お試しください。是非お試しください。 (別紙、参照下さい)



◆ 経営セーフティ共済のすすめ 「もしも」のときの資金調達手段 & 掛金全額損金

経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に貸付が受けられる、独立行政法人中小企業基盤整備機構(国が全額出資)が運営する共済制度です。

◆ 共済金の貸付額 本制度に加入後6か月以上を経過して、取引先事業者が倒産して売掛金債権等が回収困難となった場合に「回収困難額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額の共済金貸付が受けられます。

◆ 共済金の貸付条件 無担保・無保証人・無利息です。ただし貸付額の10分の1に相当する額が積立掛金総額から控除されます。返還期間は貸付金額に応じて5年~7年(据置期間6か月を含む)で毎月均等償還です。

◆ 毎月の掛金 5千円から20万円までの範囲内(5千円単位)で自由に選択でき、掛金の前納、加入後の増・減額もできます。(ただし、減額には一定の要件が必要) 掛金は、掛金総額が800万円まで積立てられ、掛金総額が掛金月額40倍に達した後は、掛止めもできます。

■ 掛金全額損金 掛金は、税法上損金(法人)又は必要経費(個人事業)に算入されます。(1年以内の前納掛金もOK) 個人事業の場合、事業所得以外の収入(不動産所得等)は掛金の必要経費算入が認められませんのでご注意ください。

◆ 解約手当金 12ヶ月以上掛金を納付していれば、自己都合の任意解約でも期間により掛金総額の80%~100%の解約手当金が受取れます。解約手当金は益金又は収入として課税されます。又、解約手当金の範囲内で一時貸付制度を利用することもできます。

◆ 加入できる方 引き続き1年以上事業を行っており、業種により条件が異なりますが、小売業の場合、「資本金5千万円以下」又は「従業員数50人以下」の個人事業主、会社。

各項目の詳細は中小機構ホームページ(<http://www.smr.go.jp/kyosai/index.html>)をご確認ください。ご不明な点等ございましたら、弊社又は担当者までお気軽にお問い合わせご相談ください。



担当: 池田

◆ 成長の証し

担当: 岡村



今年の夏の初め、中学2年生になった息子の夏の制服ズボンの裾丈をチェックすると、なんと10cmも裾を伸ばさなくてはならない状況でした。夏の制服は、中学1年生の春頃に注文していますので、ちょうど1年間で足だけで10cm、身長にすると10cm以上(確認すると15cmでした)伸びていることになりました。

確かに、最近息子と話している目線が同じ高さなんですよね。そういえば、「足首が痛い」「膝が痛い」とよく訴えていました。1年間で15cm、毎月1cm以上伸びているのですから、当然骨も急激に成長して、痛みも出るわけです。毎朝、ベッドから起きてくるときに主人と「また大きくなった」と話していましたが、私達の思い違いではなかったようです。

中学3年生の娘も、私とほぼ同じ身長になり、着る服のサイズも私と同じサイズになりました。

息子は、早くも娘を追い越し、今は私とちょうど同じ身長です。間違いなく、年内には追い越されるのでしょう。

中身はまだまだ子供ですが、一步一步親に追いつき追い越していこうとしています。

子供たちの成長は嬉しいはずなのですが、何故か少し淋しくも感じるの、私だけなのでしょう。



◆ 税務クイズ

担当: 赤松



- 長野県で昭和57年まで実際に課されていた税は?
A. 犬税 B. 猫税 C. 牛税
- 平成23年、24年度分の控除対象(所得税38万円控除)扶養親族とは、扶養親族のうち、12月31日現在何歳以上の者をいう?
A. 0歳 B. 16歳 C. 19歳

1. Aの犬税

将軍徳川綱吉の時代に、動物、特に犬を大事にするようにという内容の「生類憐みの令」が発令され、その結果野良犬が増えたため、広大な敷地に犬小屋を建てて、収容した。その費用を賄うため、江戸の町人などから徴収したのが最初の「犬税」です。

昭和30年には、全国2686の自治体で「犬税」がかけられており、当時は特別な税ではなかったようです。昭和57年3月(戌年は偶然?)に長野県四賀村を最後に犬税はなくなりました。当時、同村では4月1日現在で生後3か月以上の犬を飼っている場合、1頭につき年300円の税金がかかりました。犬を飼うことをぜいたく品と考えた課税だそうです。

2. Bの16歳以上の者

平成22年までは、16歳未満の子も控除対象でしたが、税制改正により廃止となりました。特定扶養親族(63万円控除)は、控除対象扶養親族のうち、19歳以上23歳未満、老人扶養親族(同居老親等58万円、同居老親等以外48万円)は、控除対象扶養親族のうち、70歳以上の人を言います。

